

委 託 契 約 書 (案)

いばらき・とちぎ広域観光推進協議会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり委託契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託業務の名称 平成29年度いばらき・とちぎ観光パンフレット作成業務委託
- （2）委託業務の内容 別添「平成29年度いばらき・とちぎ観光パンフレット作成業務委託仕様書」「（以下「仕様書」という。）のとおりに
- （3）履行期間 契約締結の日から平成29年9月29日まで
- （4）委託料 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- （5）契約保証金（契約時に適宜記載）

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を実施するにあたっては、甲の定める仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も、同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料の支払い）

第3条 甲は、第1条に規定する委託費を、委託事業が終了し、第5条の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額につき、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（実績報告）

第4条 乙は、委託業務が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の実績報告書（別紙様式）を委託業務終了の日から10日以内に提出しなければならない。

（検査及び委託料の額の確定）

第5条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出があったときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、その旨を乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を求められたときは、遅滞なく、当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合において再検査の期間については、前項の規定を準用する。

（瑕疵担保）

第6条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品について隠れた瑕疵があった場合には、検査後1年間は、これを完全なものとして引き換え、又は補償をしなければならない。

(再委託の制限)

第7条 乙は、委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、業務委託を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条ならびに栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）第12条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(委託業務の中止等)

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条から第8条の規定に準じて精算するものとする。

(契約業務の変更)

第11条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は契約を解除し、委託料の全部又は一部を支払わないことができる。

(1) 契約を履行しないとき、または履行の見込みがないとき。

(2) 契約の履行について不正の行為があったとき。

(3) 契約条項に違反したとき。

2 前項第1号及び第2号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

3 前項第3号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲に契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うものとする。

(委託業務の報告等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(著作権)

第14条 乙は、この委託業務にあたり使用した写真、イラスト及び原稿を、納品時に全て甲に引き渡すものとする。この際、当該写真、イラスト及び原稿に関する著作権は、他印刷物等への再利用に係る権利を含めて乙から甲へ譲渡するものとする。

(帳簿等)

第15条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第16条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求または納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(損害賠償)

第18条 乙が委託業務に関して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。第三者に損害を与えたときも同様とする。

(疑義の処理)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲の指示により処理するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年 月 日

茨城県水戸市笠原町978-6
甲 いばらき・とちぎ広域観光推進協議会
会長 橘川 栄作

乙

(別記)

特 記 事 項

1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、法人情報及び個人情報（以下「法人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、企業の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 法人情報等の収集の制限

委託業務を処理するため法人情報等を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 法人情報等の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため、調査収集及び作成した法人情報等は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 守秘義務

委託業務の処理に当たり、情報の収集整理にあたっては、雇用にあたり、情報の守秘を義務づけると共に、十分な教育を行い、法人情報等の外部への漏えいを防止すること。

5 情報についての事故報告

法人情報等について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

(別紙様式)

平成 年 月 日

いばらき・とちぎ広域観光推進協議会
会長 橋川 栄作 殿

(受託者)
所在地
商号又は名称
代表者職氏名印

印

実績報告書

平成 年 月 日付けで契約した平成29年度いばらき・とちぎ観光パンフレット作成業務委託について、下記のとおり事業が完了したので、原契約書第4条の規定により報告します。

記

- 1 委託期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 2 収支決算書
別添のとおり
- 3 事業成果品
別添のとおり